

5章－1 総合演習④近世・近代の社会経済史

要点

1. 近世の社会経済史

【1－1. 太閤検地と本百姓体制】

- ① 検地 ② 一地一作人 ③ 貫高 ④ 知行 ⑤ 刀狩 ⑥ 身分統制
⑦ 百姓代 ⑧ 村請 ⑨ 本百姓 ⑩ 結 ⑪ 村八分 ⑫ 本途物成
⑬ 検見 ⑭ 助郷 ⑮ 田畠永代売買 ⑯ 本田畠 ⑰ 慶安 ⑱ 分地制限
⑲ 質地騒動

【1－2. 農民の階層分離】

- ① 備中 ② 千歯扱 ③ 千石窓 ④ 干鰯 ⑤ 楢 ⑥ 三草
⑦ 農業全書 ⑧ 大原幽学 ⑨ 貨幣 ⑩ 村方騒動 ⑪ 打ちこわし
⑫ 義民 ⑬ 武左衛門 ⑭ 全藩 ⑮ 世直し ⑯ 武州 ⑰ 手作
⑲ 豪農 ⑲ 間屋制家内 ⑳ 在郷

【1－3. 江戸時代の流通経済】

- ① 町奉行 ② 店借 ③ 町人足役 ④ 100 ⑤ 天下の台所 ⑥ 西陣
⑦ 友禅 ⑧ 河村瑞賢 ⑨ 納屋 ⑩ 下り物 ⑪ 株仲間 ⑫ 樽
⑬ 札差 ⑭ 享保 ⑮ 天保

2. 近代の社会経済史

【2－1. 資本主義の成立】

- ① 工部 ② 内国勧業 ③ 岩崎弥太郎 ④ 日本郵船会社 ⑤ 新貨
⑥ 渋沢栄一（伊藤博文） ⑦ 西南戦争 ⑧ 不換紙幣 ⑨ 寄生
⑩ 工場払下げ概則 ⑪ 三池 ⑫ 財閥 ⑬ 貨幣

【2－2. 資本主義の発達】

- ① 大阪紡績 ② 蒸気 ③ ミュール ④ 朝鮮 ⑤ 器械製糸 ⑥ 清国
⑦ 綿花 ⑧ 綿花輸入 ⑨ 勘業 ⑩ 1901 ⑪ 大治 ⑫ 三菱長崎
⑬ 高島 ⑭ 大逆 ⑮ 工場

【2－3. 大正・昭和前期の経済】

- ① 債務 ② 在華紡 ③ 鞍山 ④ 3 ⑤ 生糸 ⑥ 東京
⑦ 震災手形割引損失補償 ⑧ 高橋是清 ⑨ 金解禁 ⑩ 重要産業統制
⑪ 管理通貨 ⑫ ソーシャル=ダンピング ⑬ 公債 ⑭ 新興財閥
⑮ ぜいたくは敵だ ⑯ 国民徵用令 ⑰ 價格等統制令

問題

解答

【1】

- A a 28 b 25 c 24 d 36 e 49 f 47 g 52
h · i 21 · 41 j 33 k 30 l 44 m 18 n 38 o 13
- B ア 菱垣廻船 イ 在郷商人 ウ 冥加金 エ 田沼意次 オ 阿部正弘
カ 五品江戸廻送令
- C (1) 糸割符仲間
(2) 米価は低落したが、他の諸物価は高かった。(20字)
(3) 町方に加え在郷商人も支配下に置くことで、全国流通を統制した。(30字)
(4) 株仲間による流通の独占が、物価上昇の原因であると考えたため。(30字)
(5) 株数固定や冥加金上納の義務をなくす等、開かれた株仲間だった。(30字)

解説

A・B

a・b・ア 十組問屋は1694（元禄7）年に江戸に成立した荷受問屋の連合体である。江戸一大坂間の菱垣廻船問屋を配下に置き、大坂の二十四組問屋と提携して菱垣廻船の海難事件における負担を協定した。塗物店組・内店組（絹布・織綿など）・通町組（小間物・太物など）・表店組（畳表）・薬種店組・河岸組（水油）・綿店組・紙店組・釘店組（釘・銅・鉄物類）・酒店組の商品別の10組があった。

e・イ 在郷商人は江戸時代中期以降、農村を拠点として財力を蓄え成長した商人のこと。村役人や地主である場合が多い。生産力が向上し、農村における商品流通の発達を背景に在郷町が形成されたが、そこを拠点として在郷商人は都市の特権商人と対抗した。

ウ・f・エ 冥加金は商工業者の営業特権に対する献金であり、次第に運上と同様定率上納になつていった。田沼意次が権力を握る時代になると、旧来の問屋や仲買は流通上の特権を得るために、冥加金や運上を上納して営業の独占を出願するようになった。このようにして認められた株仲間は願株と呼ばれる。幕府は財政の窮乏への対応策として冥加金・運上を得るために、次々と株仲間を許可していく。

g・h・i・j 江戸時代においては、町方では商工業、在方（農村）においては農業というのが基本原理であった。しかし、幕府や藩のたびたびの禁令にもかかわらず在方の商工業が発展したため、農村における商工業を公認するようになった。幕府は在方株を設定して在郷商人からの冥加金や運上を新しい財源にするとともに、在方株を通じて、農村における商品の生産と流通を支配下に置き、全国の流通網の統制をはかったのである。在方株は18世紀後半以降に顕著に見られるようになり、1770（明和7）年、河内・摂津・和泉の絞油問屋に在方株が設定された。関東では開国後に在方株設定の動きが強まった。

k 1823（文政6）年には摂津・河内・和泉の1307カ村が菜種売買の自由を要求して大規模な国訴を起こしている。

カ 五品江戸廻送令は1860（万延元）年に出された幕末期の貿易統制令で、5つの重要な輸出品である雑穀・水油（菜種油）・蠟・呉服・生糸の開港場横浜への直送を禁止し、江戸問

屋に回送した上で貿易に回すことを定めたものである。

n · o 商法大意は 1868 (明治元) 年 5 月、商法司が布達したもので、問屋株を所持している者以外の売買の自由と冥加金の廃止等を決めた。この結果、事実上、株仲間はその基盤を失った。さらに 1872 (明治 5) 年 4 月に大阪府において株仲間が廃止する旨の御触が出され、さらにこれに前後して和歌山・東京・滋賀・兵庫などにおいても同様の御触が出された。

C

- (1) 糸割符仲間はポルトガル商人の暴利を抑えることを目的に 1604 (慶長 9) 年、京都・堺・長崎の特定の商人につくらせた仲間で、中国産の生糸 (白糸) を一括購入させた。のちに江戸・大坂の商人が加わり、五カ所商人となった。
- (2) 享保の改革における年貢増徴策や新田開発、さらに豊作によって幕府の年貢徴収高は増加したものの、年貢米が大量に市場に出回ったので、諸物価に比較して米価が低落する傾向が顕著となった。そのため、大坂堂島の米市場を公認したり江戸・大坂への廻米を制限したりして幕府は米価の引上げをはかるとともに、米価以外については物価引下げ令を出したり、株仲間を公認したりすることで物価の安定をはかった。なお、幕府は、初め糸割符仲間などを除いて株仲間の結成を禁じていた。
- (4) 株仲間は価格・品質の調整や不正商行為の排除について一定の役割を果たしたが、一方で株仲間は独占機能を持つことから、自らの権益擁護にのみ専心する傾向があった。そのため市場を恣に独占し、価格についても世情の不穏な動向や荷の数量の不足などがあると、買占めや価格のつり上げを行って、諸物価高騰の原因を作り出していた。そのため、天保の改革では物価政策の一環として株仲間解散令を発したのであった。
- (5) 天保年間に株仲間の解散が命じられたものの、地域によっては徹底したものとはならなかったこと也有って、当初ねらったような効果はなく、かえって流通が混乱した。そのようなこともあって、1851 (嘉永 4) 年、阿部正弘の時に再興が許されるようになった。この再興令では株数の固定や冥加金の上納は義務付けられておらず、また、仲間加入を希望する者には新興商人についても許可されるなど、これまでの株仲間より開放的な性質を持つことになった。

【2】

解答

- A (1) (2) 39 (3) (4) 67 (5) (6) 58 (7) (8) 11
(9) (10) 71 (11) (12) 25 (13) (14) 14 (15) (16) 32
(17) (18) 12 (19) (20) 55 (21) (22) 33 (23) (24) 20
(25) (26) 23 (27) (28) 16 (29) (30) 65 (31) (32) 56
(33) (34) 51 (35) (36) 49 (37) (38) 31 (39) (40) 19
(41) (42) 57

- B (カ) 箱根用水 (キ) ① 楠 (ク) 天下台所 (ケ) 淀屋辰五郎
(コ) 十組問屋 (サ) 近江商人

A

(1) (2) 江戸時代の農業では農具の問題は基礎知識といえる。耕作具の備中鋤、脱穀具の千歯扱、選別具の千石篭、唐箕、揚水具の踏車は必ず覚えておかなくてはならないし、手持ちの図録で絵も見ておくべきだろう。備中鋤は江戸中期頃全国的に普及した。それ以前は、風呂と称される木製のU字形の刃床部に鉄製の刃を付けた風呂鋤が用いられた。大蔵永常の『農具便利論』には「牛や馬をもっている農民ならからすきで荒起こしをし…、一方、牛や馬のないばあいは、この備中鋤でもって耕すのである。」と記されている。零細な本百姓たちにとって備中鋤は荒起こし、深耕にはなくてはならないものだった。問題の千歯扱は稲穂から粉をしごきとる道具。従来はこき箸という2本の棒でしごいたため人手がたくさん必要だった。元禄期以降に千歯扱が出現したことにより省力化が行われ、脱穀で収入を得ていた寡婦たちが仕事を失ったため「後家倒し」と称された。因みに、同じ脱穀でも、穂殼と玄米を分離するのには、竿の先に回転する小さい竿を付けた殼（唐）竿というものが用いられた。

(3) (4) 自給肥料には以前と同様、主として刈敷・草木灰が用いられたが、商品作物の生産には金肥が用いられることが多かった。干鰯は金肥の代表例である。干鰯の原料となる鰯の漁獲については下総九十九里浜の地曳網漁が有名。幕末期にはその価格の高騰によって蝦夷地産の鮒粕に取って代わられた。

(5) (6) · (7) (8) 多くの農書が書かれたことは江戸時代の農民が農業経営に積極的であったことをうかがわせる。基本は17世紀末に宮崎安貞が著した『農業全書』と19世紀半ばに完成した大蔵永常の『広益国産考』である。他にも、以下の3つは覚えておきたい。

- 『清良記』：17世紀後半成立。伊予の戦国武将土居清良の軍記物だが、その巻7は『親民鑑月集』とも称される農業技術書になっており、日本最古の農書とされる。
- 『会津農書』：17世紀後半成立。会津藩の肝煎を勤めた佐瀬与次右衛門が記した、寒冷降雪地帯の農業を論じたもの。
- 『老農夜話』：19世紀半ば成立。中台芳昌が年間の稻作について、農事図などを用いて論じたもの。

なお、大蔵永常については、上記の『農具便利論』や綿作技術を記した『綿圃要務』も加えておこう。

(9) (10) ~ (23) (24) 特產品の問題だが、国名と組み合わされることによって難しい問題となった。常日頃から地名が出てきたら、場所と旧国名と照らし合わせる習慣をつけておきたい。

まず綿織物が難しかったかもしれない。綿織物で有名なものは小倉織・久留米絣・有松絞が挙げられる。有松絞は尾張、小倉織は筑前、久留米絣は筑後である。

塩の播磨の赤穂は忠臣蔵でも有名なので、できてほしい。近世に揚浜法に代わって広まった入浜式塩田は潮の干満を利用するため、干満の差が大きい瀬戸内海地域に名産地が形成された。他に下総行徳が有名であるが、これは徳川氏が軍事的理由で保護し、新川・小名木川の整備で江戸に直送されたため発展したもの。

酒は江戸の前期では山城の伏見、摂津の伊丹などが有名。中期以降、摂津の灘が台頭した。醤油は西日本では播磨の竜野、東日本では下総の野田が名産地だが、18世紀の半ばまでは

江戸で消費される醤油の大半は下り醤油で、その後急速に野田など地廻り醤油に取って代わられた。

越中富山の薬は、行商人が薬を各戸に置かせてもらい、次に回ってきた時に、使用分の代金を取るとともに、不足分を補充するという信用販売の草分け的な商法で各地に広まっていた。

(25) (26) ~ (31) (32) の流通機構と (33) (34) ~ (41) (42) の卸売市場については本問で基本事項が整理されている。ここは失点してはならないところである。

B

(カ) 箱根用水は「富士山麓」から勘をつけなければならず難問だろう。芦ノ湖の水を静岡側に引いたものだが、そのためには箱根の外輪山を通さなくてはならず、1km以上のトンネルを岩盤を鉄鑿で削り貫いた。農業用水としては他に見沼代用水も覚えておきたい。埼玉県さいたま市にあった見沼代新田は、江戸時代初期に灌漑用に作られた見沼溜池を徳川吉宗の命で井沢弥惣兵衛が新田開発したもの。溜池をつぶすことによる下流地域の農業用水と、新田地区のそれを確保するため井沢が新たに利根川から農業用水路を引いたものが見沼代用水である。

(キ) 「四木三草」は江戸時代の代表的な商品作物を表す言葉。「四木」は、蚕の餌である桑、漆器の原料である漆、嗜好品の茶、和紙の原料である楮をさし、「三草」は染料の藍と紅花、織維原料の麻をさす。ことに染料の藍と紅花についてはそれぞれの特産地、阿波と出羽を覚えておかなくてはならない。

(ケ) 淀屋辰五郎は江戸初期の大坂の豪商である淀屋の5代目広当のこと。^{ひろまさ} 1705（宝永2）年に幕府から贅沢を咎められ闕所（財産没収のうえ追放）に処された。豊臣秀吉や徳川家康に取り入った初期特権商人としての淀屋の規模は想像を絶するもので、初代は屋敷地に青物・魚類市場を設け、2代目は淀屋米市を開いた。前者がのちに移転して天満青物市となり、後者は、淀屋没落後に組織化されて堂島米市場を生み出した。

(サ) 近江商人は「江州」がヒントなのだが、そもそも近江商人という言葉を知らなければ答えられないので難問といえよう。近江商人とは近江出身で全国各地を行商した商人たちをさす呼称で、その活動は中世から見られるが、近世に入って急速に発展した。その行商範囲は、鎖国以前においてはベトナムやタイにまで及んだが、鎖国以後においては東国、ことに東北地方で活躍した。北海道にも進出し、松前藩の場所請負制初期の場所請負人を独占したのは両浜組を組織した近江商人だった。

【3】

解答

- 問1 1873年　問2 大蔵　問3 1%　問4 旧来田畠貢納ノ法　問5 凶作
問6 田畠勝手作の禁令や田畠永代売買の禁令が廃止され、地券が発行されたことで土地所有権が確立したが、農民の租税負担は従来と変わらなかつたので地租改正反対一揆が頻発した。入会地が多く官有地とされ肥料購入など農民の負担が増し、地租の金納は農村に商品経済の浸透を促し農民層分解の要因となつた。(140字)

解説

問1 地租改正条例の公布された1873（明治6）年は、1月4日に前年に採用された太陽暦に基づき国家の祝祭日として紀元節（神武天皇の即位の日）、天長節（明治天皇の誕生日）などが定められた。さらに1月10日に徵兵令公布、2月24日にキリスト教禁制の高札撤廃、8月に森有礼ら明六社設立、10月に明治六年の政変、12月27日に秩禄奉還の法制定と様々な分野の重要事項が集まっている年である。

問2 租税に関する主管官庁はどこかという問題である。2001年の省庁改編によって大蔵省は廃止、租税は財務省が管轄することになって、大蔵省は歴史的名称となってしまったが、まだ常識の範囲内だろう。

問3 「本税金ノ三ヶ一」とある。「本税金」が地租のこと、「三ヶ一」が三分の一のことだとわかれば問題はないだろう。

問4 「旧税法」が年貢のことだとわかれば、史料文の一行目にある「旧来田畠貢納ノ法」を見つけるのは容易である。

問5 「豊熟ノ年」「違作ノ年」と対照させていることから、例年に比して作柄がよくない年、不作や凶作の年と考えればよい。

問6 ①地主の土地所有権が確立されたこと。

②農民の負担は従来と変わらなかったこと。→地租改正反対一揆

③入会地が多く官有地に編入されたこと。

④地租の金納化によって商品経済が農村にいっそう浸透したこと。

に触れればよい。

教科書などに掲載されている地租改正に関する内容は以下の通りであるので、確認しておこう。

●地租改正の理由

新政府の主要な財源は旧幕府時代の年貢で、旧各藩ごとに税額が異なり、かつ作柄によって年々変動したので、財源の安定をめざした。

●地租改正の準備過程

1871（明治4）年に田畠永代手作の禁令を解き、翌年に田畠永代売買の禁令を解いて、地券を発行して土地の所有権を確定し、1873（明治6）年に地租改正条例を公布した。

●地租改正の内容

①課税基準を不安定な収穫高から安定な地価にした。

②物納を金納とし、税率を地価の3%とした。

③地券所有者を納税者とした。

●地租改正の結果

①地租改正事業は1881（明治14）年までにはほぼ完了した。

②地租金納化によって農村への商品経済の浸透が進んだ。

③地租は従来の年貢収入を減らさない方針で進められたので、負担軽減を求めて各地で地租改正反対一揆が起きた。

→1877（明治10）年に税率は2.5%に引き下げられた。

④入会地で所有権の立証できないものは官有地となった。

【4】

解答

- 問1 (1) 2 (2) 1883年 1 1894年 5 1897年 6
(3) c 3 e 6 (4) 3
- 問2 (1) 4 (2) 2 (3) 2番目 4 5番目 2 (4) 4
- 問3 (1) 1 (2) 4 (3) b 5 g 3 h 9
(4) c 1 d 3 e 3 f 3 (5) 2 (6) 5, 6, 4, 1
(7) 2

解説

問1

(1) 明治10年代初頭の急激なインフレに対し、松方正義は、紙幣価値の下落は信用制度の不備にあるとして兌換紙幣の発行をめざした。緊縮財政によって、紙幣と正貨のバランスがとれるまで紙幣整理を行い、それと並行して、1882（明治15）年に日本銀行を設立、翌年国立銀行の整理を開始し、1885（明治18）年に銀兌換紙幣を発行した。しかし、この間のデフレーションに1882（明治15）年に欧米で生じた恐慌の影響が加わり、かつ日清戦争を目的とする軍備の増強が増税となって国民の生活を圧迫した。

さて、3, 4は問題ないと思う。1の工場払下げ概則の廃止が迷うところ。払下げは歳入の増加であるのに、工場払下げ概則は1884（明治17）年に廃止されている。廃止は条件を緩和するためで、事実、払下げは同年の古川市兵衛に対する院内銀山の事例以降本格化するのである。2の国立銀行条例の制定が1872（明治5）年であるのは基本知識。

(2) グラフのaが国内生産量、bが輸入量、cが輸出量を示すことは推定できるであろう。したがって、国内生産量が輸入量を越したのは1890（明治23）年、輸出量が輸入量を上回ったのは1897（明治30）年のことである。輸出の増大には海外市場での価格が大きな要因を占めるので、綿花輸入税と綿糸輸出税の撤廃は不可欠だった。両者は同時に議会に上程されたが、綿花輸入税の撤廃は国内綿花農家の抵抗で遅れ、綿糸輸出税は1894（明治27）年、綿花輸入税は1896（明治29）年に撤廃された。イのグラフのcに1894（明治27）年と1896（明治29）年に2つの山が見られるのはそれを示している。1883（明治16）年については、その年に大阪紡績会社が開業したことを覚えておくべきだろう。なお、新町紡績所は1887（明治20）年に三井に払下げられている。

(3) 輸出の表の第1位を占めるaが生糸であること、1900（明治33）年から輸入の表の第1位を占めているdが紡績業の発展を背景とする綿花であることは推定できるだろう。bは1920（大正9）年に綿織物が出現するとそれまでの第2位から第4位に転落することに着目しよう。大戦景気でアジアに市場を見出した綿業は、より付加価値の高い綿織物に綿糸からシフトした。bは綿糸ということになる。cは、当時の日本が依然として軽工業中心であったことを考えれば、絹織物という解答に行き着く。絹織物業は、安定的な原料供給と、白地の羽二重中心という製品の単一化がもたらした力織機の普及とで、輸出産業として成長した。eは鉄類か鉄鉱石かで迷うが、1900（明治33）年に第3位であることに注目しよう。八幡製鉄所の操業開始が1901（明治34）年のことだから、鉄鉱石では早すぎると結論できる。

(4) 戦前期の日本の輸出の中心は生糸だったことを考えると、aは繭である。国内における綿花の生産の減少は、綿織物業の使用する糸が、国内産綿花の糸から機械紡績の糸に置き換えられていくことにより生じた。機械紡績の原料綿花が外国産綿花だったからである。したがって綿がcである。

問2

(1) いずれも戦前期の労働者の状況を今日に伝えるものであるが、明治期に書かれたものは、解答の横山源之助による『日本之下層社会』(1899)と、工場法の準備のための農商務省の調査報告である『職工事情』(1903)。細井和喜蔵の『女工哀史』は、1925(大正14)年で大正末期のものであることに注意しよう。『あゝ野麦峠』は山本茂実が戦前期の製糸女工を描き出したものだが、1968(昭和43)年の作品である。

(2) 工場法は、第2次桂太郎内閣の1911(明治44)年に公布された、わが国最初の労働者保護のための法律であり、1947(昭和22)年に労働基準法が制定されて廃止された。12歳未満の就労禁止、12時間労働制、女子・年少者の深夜業の禁止が主な内容である。農商務省は、以前から数回工場法の制定に動いていたが、そのつど業界の圧力により廃案に追い込まれた。1911(明治44)年によくやく制定、公布されたが、適用対象を15人以上の工場とする、施行を5年後の1916(大正5)年とするなどの業界との妥協がはかられ、とりわけ紡績業界の反対が強かった女子・年少者の深夜業の禁止については、施行後15年間の適用猶予が行われた。深夜業禁止が全面実施されたのは1929(昭和4)年のことだった。

(3) 3, 4, 6は明治期、1, 2, 5は大正期のことである。明治期の労働運動は高野房太郎が1897(明治30)年に職工義友会を組織し、同年発展して労働組合期成会が組織されたことに始まる。労働運動が1900(明治33)年の治安警察法の制定によって低調になると、代わって社会主義の運動が高揚してくる。1901(明治34)年に結成された社会民主党は治安警察法によって結成2日後に禁止されたが、日露戦争後の1906(明治39)年に第1次西園寺公望内閣が成立すると、あらためて日本社会党が結成された。しかし、日本社会党のなかで幸徳秋水らの直接行動派が多数を占めると、政府は日本社会党の結社禁止に踏み切り、第2次桂太郎内閣の1910(明治43)年には、大逆事件で幸徳秋水らを処刑した。

大正期の労働運動は、明治天皇が亡くなり大正天皇が践祚した翌々日1912(大正元)年8月1日に、鈴木文治たちが友愛会を組織したことに始まる。友愛会は、原敬内閣が成立するという社会的高揚の中で、1919(大正8)年に大日本労働総同盟友愛会に発展し、翌1920(大正9)年5月2日、上野公園で1万人の参加により第1回メーデーが開催された。この年には、日本社会主義同盟や新婦人協会なども結成され、社会運動の高揚が見られた。こうした時代背景の中で全国水平社も1922(大正11)年に結成された。

(4) 治安維持法は、1925(大正14)年の普通選挙法公布により社会主義運動が高揚するのを警戒して、第1次加藤高明内閣によって普通選挙法公布直前に制定された。田中義一内閣は、1928(昭和3)年に行われた初めての普通選挙で、無産政党が8名の当選者を出すと、三・一五事件で社会主義者を弾圧するとともに、緊急勅令で治安維持法を改定し、最高刑を死刑とした。また第2次近衛文麿内閣は、1936(昭和11)年に設けられた思想犯保護観察制度を強化するため、1941(昭和16)年に治安維持法を改定し、予防拘禁制を設けた。

問3

- (1) 明治10年代に自由民権運動が軍隊内にも波及した。參謀本部長であった山縣有朋がその動きを阻止するため、西周に命じて起草させ、井上毅らの修正を経て成立したのが軍人勅諭である。
- (2) 中国における国民党の北伐の侵攻は、関東軍に、弱体化した軍閥を見限らせ、満州を直接支配下に置こうという行動に向かわせた。1928（昭和3）年の張作霖爆殺事件（満州某重大事件）である。しかし、張作霖の死後半年、その息子の張学良は東三省に青天白日旗（国民政府旗）を掲げ、ここに中国の統一が完成してしまった。張学良が満鉄並行線の建設など、反日的な政策を実施するのに対し、1931（昭和6）年に関東軍は柳条湖で満鉄線を爆破し、それを中国軍の行為として軍事行動を開始し、時の第2次若槻礼次郎内閣の不拡大方針を無視して戦線を拡大した。
- (3)・(4) bは第1次若槻礼次郎内閣の後だから田中義一が、gは五・一五事件の後だから斎藤実があてはまる。hの「人事・政策に関する軍部の要求を入れて成立」は難しい。広田弘毅内閣成立に当たって陸軍は組閣に干渉した。直接的な干渉の最初といわれる。この結果、吉田茂の外相就任は消えて広田が外相を兼任するということになった。また、陸軍は積極的に政策提言を行い、軍部大臣現役武官制の復活、日独防共協定の締結が実現した。(3)でbが田中義一内閣とわかれば、c d e fが判断できるだろう。
- (5) 政府の共産党への弾圧により、1935（昭和10）年頃までには共産党の組織は壊滅してしまう。その過程の中で、斎藤実内閣の1933（昭和8）年に相次いで起きたのが、共産党幹部の獄中転向声明である。社会大衆党は、1932（昭和7）年に無産政党の全国労農大衆党と社会民衆党とが合同してできた政党。転向とは順番が逆なので、きっかけにはならない。
- (6) 張鼓峰事件は東部ソ滿国境、ノモンハン事件は満蒙国境。柳条湖事件は奉天郊外、盧溝橋事件は北京郊外。いずれも、きちんと区別をしてほしい。
- (7) 重要産業統制法は、浜口雄幸内閣の時、金解禁により一時的に経済環境が厳しくなるのに耐えられる競争力をつけるべく制定されたもの。その後のカルテル化の出発点となった。

【5】

解答

問1 (1) 熊本県 (2) 神通川 (3) 四日市市

問2 A 新潟水俣病 B イタイイタイ病 C 四日市ぜんそく

問3 神武景気から石油危機までの約20年間で、日本経済は年平均10%以上の高度成長を続けた。この間、第2次・第3次産業の比重が高まり産業構造の高度化が実現したが、その反面、生産至上主義のひずみとして自然破壊や汚染物質の垂れ流しによる公害を生んだ。(118字)

解説

問1・問2 四大公害訴訟はきちんと整理して覚えておくこと。

	被告企業	原因	判決
新潟水俣病	昭和電工	有機水銀	1971年原告勝訴
四日市ぜんそく	昭和四日市石油ほか	亜硫酸ガス	1972年原告勝訴
イタイイタイ病	三井金属	カドミウム	1972年原告勝訴
水俣病	チッソ	有機水銀	1973年原告勝訴

Aは本文中に「水俣病」、最後の行に「新潟地方裁判所の判決文」とあることに注意しよう。

問3 指示の3つの語を用いる他、以下の点に注意すること。

- ①高度成長とは何か…年平均10%以上の経済成長率を示すこと。
- ②産業構造の高度化とは何か…第2次・第3次産業の比率の増加を示すこと。
- ③自然破壊はなぜ起きたのか…生産至上主義のひずみによる。

【高度経済成長】

期間	好景気の名称	主な内閣
1955～57	神武景気	鳩山内閣
1958～61	岩戸景気	岸内閣
1963～64	オリンピック景気	池田内閣
1966～70	いざなぎ景気	佐藤内閣

神武景気の最中、1956（昭和31）年の経済白書は「もはや戦後ではない」と高らかに宣言した。その後の上記の各景気を通して高度成長を支えたのは、技術革新と設備投資だといわれる。とくに後者は、「投資が投資をよぶ」といわれたように需要の急速な拡大を生み出した。

日本経済の急速な成長を背景とした欧米諸国の開放経済体制への移行要求を受けて、日本は1960（昭和35）年から貿易の自由化を推進し、1963（昭和38）年には国際収支を理由に輸入制限ができないGATT11条国に移行した。ついで、1964（昭和39）年には国際収支を理由に為替制限を行えないIMF8条国に移行し、同年にOEC（経済協力開発機構）に加盟することで資本の自由化も行うことになった。

岸信介内閣が行った安全保障条約の改定が生んだ国民間の対立を、政治から経済へ国民の関心をシフトさせることで乗り越えようとする池田勇人内閣の所得倍増政策も、その当初は絵空事と思われていたが、このような経済成長のもとで現実のものとなっていました。

この間、国民の生活も豊かなものとなっていった。大量生産体制が生み出した消費革命と呼ばれる現象の中、高度経済成長初期に「三種の神器」と呼ばれて憧れの商品であったテレビ・電気冷蔵庫・電気洗濯機は急速に普及し、後半には「3C（新三種の神器）」と呼ばれたカラーテレビ・クーラー・自動車に取って代わられた。

【産業構造の高度化】

＜産業別就業者比率＞

	第1次産業	第2次産業	第3次産業
1950	48.4%	21.9%	29.7%
1970	19.3%	34.1%	46.6%

<工業製品出荷額比率>

	軽工業	重工業
1950	55.8%	44.2%
1970	37.8%	62.2%

上記の表のように、高度成長期を挟んで、第1次産業の占める比率は急速に減少し、産業構造の高度化が達成された。それとともに、工業では、軽工業から重工業へのシフトが生じた。軽工業の内部では、かつて日本の工業の中心であった繊維産業が急速に比率を減少させ、重工業では機械が急速にその比率を拡大した。

<人口移動>

	郡部	市部
1950	62.5%	37.5%
1970	27.8%	72.2%

経済の高度成長に伴って、人口の都市流入が生じ、その結果、都市では過密問題、農村では過疎問題が起きた。過密は、住宅難・交通難・騒音・大気汚染・水質汚濁などの都市公害を生み出した。大都市近郊では山を切り崩し、海を埋め立て、川をコンクリートで囲い込み自然は急速に破壊されていった。

産業公害については代表例を問1・問2の解説で表としたが、高度経済成長末期には、産業公害にせよ都市公害にせよ、看過することのできない状態になりつつあった。佐藤栄作内閣が、1967（昭和42）年に公害対策基本法（環境基本法の前身）を制定し、1970（昭和45）年に環境庁（現在の環境省の前身）を設置したのはそのためである。

【高度経済成長の終焉】

1971（昭和46）年にニクソン米大統領は金・ドル交換停止を宣言した。ドル=ショックである。これにより、第二次世界大戦後続いてきた、ドルを基軸とした外国為替の固定相場制は崩壊に向かった。終戦直後に決まった1ドル=360円の固定相場で実勢より円安な環境に守られてきた日本経済には、試練の時が来た。

次いで、1973（昭和48）年の第4次中東戦争に際して、アラブ諸国が原油価格の引き上げをはかったことで第1次石油危機が起きた。安価な資源に支えられていた日本経済には打撃となって、1974（昭和49）年に戦後初めてマイナス成長となり高度経済成長は終焉を迎えた。

【6】

解答

- 問A 3・4 問B 2・5 問C 1・5 問D 1・2 問E 1・5
 問F 国際金銀比価の違いにより生じた金貨流出阻止のため小判の金含有量を減らしたことでの貨幣価値を下げたから。（50字）
 問G 機械製生産による安価な輸入品の綿織物によって一時的には圧迫を受けた。（34字）

解説

問A 3（松方財政では軍事費は削減の対象にはならなかったばかりか、歳出総額に占める割合は松方財政期にも増大傾向にある）と4（1884（明治17）年に出された兌換銀行券条例で成立したのは銀本位制。金本位制になるのは日清戦争後の第2次松方正義内閣の時のこと）の誤りは基本的な内容である。1の内容は様々な形で出題されるので注意すること。地租は定額金納といわれるが、それは算定の基礎となる地価が定額であるからである。地租が定額金納であれば、インフレによって米価が上昇すると地主の実質負担はその分軽減される。反対に、国家は定額金納によって額面的には安定した地租収入を得られるが、インフレが生じると実質収入は目減りすることになる。2は「多くの自作農が」という点には不明確さを感じるかもしれないが、零細な自作農を中心と土地を失い、小作人化したり、離村したりしたことは確かである。5は当然だろう。1874（明治7）年に民営化された高島炭鉱など少数の例を除いて、ほとんどの払下げが1884（明治17）年以降に行われているのは、それ以前は政府が投下資金の回収を目論んだため、払下げに対する応募が思うように出なかつたからである。

問B 2（ドッジ＝ラインは超均衡財政を行ったのが特徴で、「裁量的」な財政政策が入る余地はなかった）と5（サンフランシスコ講和会議はアメリカの極東戦略の下で開催されたため、それをよしとしないインド・ビルマ・ユーゴスラビアの3カ国は参加せず、代表権をどちらに与えるか意見が分かれた中華民国と中華人民共和国は招請されなかった。しかも、ソビエト連邦・ポーランド・チェコスロvakiaは出席はしたが条約に調印しなかった）の誤りも基本的な内容である。1の「産業構造の高度化」とは農林水産業といった第1次産業の就業人口が減り、第2次産業（=鉱工業）や第3次産業（=商業・サービス業）の就業人口が占める割合が増大することなので、必然的に俸給生活者は増加する。3のシャウブ勧告は所得税という直接税に重きを置いた。4の特需景気の特需は朝鮮戦争特別需要の略語。

問C 5（傾斜生産方式が閣議決定されたのは第1次吉田茂内閣の時）の誤りは基本事項である。1の誤りは受験生にとっては確信が持てないだろう。政府は経済再建のため金融機関の再建に努め、負債の償却のために預金を切り捨てるなどを認めるなど保護を与えたので、倒産する銀行が相次ぐといった事態は生じなかった。2の国債の1945（昭和20）年末の残高は1,408億円にのぼり、当時の国民所得を越えていた。これらは戦後のインフレによって事実上償却されてしまった。3の経済安定九原則の徵税の強化という方針は、シャウブ勧告との関係で理解できよう。4の金融緊急措置令は旧円を銀行に回収し封鎖預金とし、新円を発行するが、その一部しか戻しを認めなかつたから、日本銀行券発行高は一時に急減する。しかし、復興金融金庫の貸し出しなどによって、すぐにそれ以前の発行高を越し、ドッジ＝ラインの実施まで増大し続けるのである。

問D 1（変動為替相場制に移行することで円高を生じた）と2（第1次石油危機を引き起したのは第4次中東戦争で、イラン革命によって生じたのは第2次石油危機である）の誤りは基本的である。3の「列島改造」による景気の浮揚策は第1次石油危機によってはかなく潰えた。4のマイナス成長は第1次石油危機によるものである。5の貿易摩擦の代表例は1970年代のテレビ、1980年代の自動車など。日本企業は輸出の自主規制や現地生産への切り替えで対応したが、アメリカの対日貿易赤字は続き、1985（昭和60）年のプラザ合意に

よる円高誘導へとつながっていく。

問E 5 (1982〈昭和57〉年に「行政改革」をスローガンに成立したのは中曾根康弘内閣である)は基本的な誤りであるが、1は分からなかったかもしれない。国債依存度とはその年度の歳入総額に占める国債発行額のことで、1970年代末に50%を超してはいない。2の第2次臨時行政調査会は鈴木善幸内閣の時に設置され、会長には経団連の土光敏夫が就任した。3の日本国有鉄道を初め、電電公社・専売公社のいわゆる3公社がすべて民営化され、J R・N T T・J Tとなった。4の「増税なき財政再建」は1981(昭和65)年3月に設置された第2次臨調が打ち出した方針である。

問F 日本の金銀交換比率は1:5、外国のそれは1:15であったが、日米修好通商条約で内外貨幣の同種同量交換を定めたため、1ドル銀貨は一分銀3枚と交換された。したがって1ドル銀貨4枚は一分銀12枚と交換され、それを小判3枚と交換した上で国外に持ち出せば1ドル銀貨12枚と交換できた。幕府は、これによる金貨の国外流出を阻むため、金の含有量を約三分の一とした万延小判を鋳造したが、そのことが物価を押し上げることになった。

国際金銀比価の相違が金の流出を生んだこと、阻止するために金の含有量の少ない小判を造ったことが貨幣価値を下げたことの2点がポイントである。金の流出を補うことに気付けばよい。

問G 問題文では「価格革命」なる大仰な言葉を用いて抽象的な議論をしているが、あまり考えすぎないほうがよい。出題者は、日本の綿織物を「国際価格よりも割高な商品」とし、輸入綿布を「流入した安価な輸入品」と考えていることが想定できればよい。出題者の論理によれば、「価格低下の圧力を受け」た日本の綿織物業は生産条件を悪化させることになるだろう。

- 輸入綿織物が機械制生産であること
- それゆえ安価であることを補うこと

の2点がポイントである。

しかし、このことが日本の綿織物業を衰退させたということを意味しない。輸入綿織物が国内需要に占める割合はピークで30%程度といわれる。それが多いか少いかは別として、イギリスの綿織物業がインドのそれを圧倒したのと同じイメージで語ってはならないことはいうまでもない。

日本の綿織物業がそれなりに圧迫されたことは否定できないが、その圧迫を契機に再編が行われ、安価な輸入綿糸を用いて再生することになる。明治維新期に輸入の第1位を占めた綿織物が次第に位置を低下させ、代わって綿糸が上位に上がってくるのはこれに対応している。その綿糸も、日本の機械紡績が発展すると原料の綿花にとってかわられるのである。

解答例に「一時的に」という言葉を挿入したのは以上のことを念頭に置いてだが、本問の解答に必ずしも必要であるとはいえない。